


仕 様 書

件 名	令和4年度非常用発電設備保守点検整備	作 成 年 月 日	令和 5 年 2 月 6 日
		所 属	都城駐屯地業務隊
		作成者階級氏名	防衛技官 柚木崎 

1. 適用範囲 : 本仕様書は都城駐屯地において実施する非常用発電機他保守点検整備について適用する。
2. 実施場所 : 宮崎県都城市久保原町1街区12号 陸上自衛隊都城駐屯地
3. 実施概要 : (1) 非常用発電設備(自動始動発電機盤を含む。)の点検整備
(2) 送油ポンプの点検整備
(3) 軸流ファンの点検整備
4. 機器仕様 : (1) 非常用発電設備 明電舎 ZXK500HB 500kVA 2021年3月製 1式
[発電機] 明電舎 E-AF (開放保護回転界磁突極形) 500kVA 3相 6600V
[原動機] コマツ SA6D170-B (4サイクル水冷直列直接噴射式)
(2) 送油ポンプ テラル GPLII-10V 0.2kW 2台
(3) 軸流ファン ミツヤ AP#1000 7.5kW 3Φ 200V-60Hz 2021年2月製 1台
(4) 設置年月 2022年4月
5. 一般事項 : (1) 本役務は、本仕様書による他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」及びメーカー仕様に基づき実施するものとする。
(2) 受注者は実施にあたり、各関係法規及び諸法令を遵守するとともに、その運営及び適用は受注者の負担と責任において実施するものとする。
(3) 受注者は、保守点検整備を実施した機器の保守点検作業報告書等を作成し係官に提出するものとする。
(4) 写真は保守点検実施前、完了後及び作業段階ごと及び担当官の指示する箇所を撮影し提出するものとする。
(5) 点検者は、自家用発電設備専門技術者等の十分な知見及び技能を有する者が実施し、免状もしくは講習終了証等の写しを係官に提出するものとする。
(6) 本仕様書に記載なき事項でも当然保守点検整備が必要な事項及び係官が軽微な事項を指示した場合には受注者の負担において実施するものとする。
(7) 保守点検に際し、本作業外の箇所を汚・破損させた場合は速やかに係官に報告するとともに、受注者の負担において速やかに原型復旧させるものとする。
(8) 本仕様書及び点検実施時に疑義を生じた場合並びにその他不明な事項は係官と協議しその指示に従い実施するものとする。
6. 特記事項 : (1) 各機器の製造所の定める点検項目、保守基準表、点検整備一覧表等の1年ごとまでの点検、整備を実施するものとする。
(2) 非常用発電設備の試運転は無負荷運転とし、駐屯地設備に影響を与えないように実施するものとする。

- (3) 保守の範囲は次によるものとする。
- ア 汚れ、詰まり及び付着等がある部品又は点検部の清掃
 - イ 取付不良、作動不良及びすれ等がある場合の調整
 - ウ ボルト及びねじ等で緩みがある箇所の増締め
 - エ 次に示す消耗部品の交換又は補完
 - (ア) エンジンオイル交換 140L (廃油は官側へ引渡し)
 - (イ) オイルフィルター 2個
 - (ウ) 燃料フィルター 3個
 - (エ) ガスケット 3個
 - オ 接触部分及び回転部分への注油
 - カ 軽微な損傷の補修
 - キ 塗装 (タッチペイント)
 - ク その他これらに類する軽微な作業
- (4) 各種交換部品については、すべて新品とし製造所の純正部品又は製造所が推奨する部品を使用するものとする。
- (5) 本件で発生する発生材は、金属類については重量を測定の上、発生材報告書・調書を作成し官側に提出する。その他の産業廃棄物は分別の上、官側へ引き渡すものとする。
- (6) 点検の際、別途経費を必要とする不具合箇所があった場合は、見積書を添付し係官へ報告するものとする。